

栃木県動物愛護指導センターInstagram 運用方針

令和 8（2026）年 3 月 17 日
栃木県動物愛護指導センター

1 目的

本方針は、栃木県動物愛護指導センター（以下、「センター」）が運営する Instagram アカウント（以下、「本アカウント」）の運用について定めたものである。

アカウント名：栃木県動物愛護指導センター

ユーザー名 : tochigi_d_a_s_c

2 基本方針

本アカウントは、センターが開催するイベントに関する情報や、犬や猫をはじめとした動物の適正飼養に関する情報、譲渡動物に関する情報等をより広く発信することを通じて、動物愛護精神の普及啓発、更には人と動物の共生する地域社会の形成を目的とする。専ら情報発信するものとし、原則として返信等は行わない。

3 運用方針

(1) 本アカウントは、センター職員が以下のとおり運用する。

- 情報を発信する時間帯は原則として 8 時 30 分から 17 時 15 分とする。
- 本アカウントのポストに対するコメントは、本アカウントがフォローしているアカウントのみ可能とする。
- 他アカウントのポストに対するコメントは行わない。
- 他アカウントによるリポスト（再投稿）を可能とする。
- 他アカウントのポストについて、本運用指針に合致し、本アカウントの目的達成のために有益であると認められる場合は、リポスト（再投稿）を可能とする。
- 本アカウントに掲載されている全ての情報（画像及び文章等）に関する知的財産権（商標権や著作権等の全ての権利）は、栃木県およびセンターに帰属するものとし、引用等著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできない。
- 各ポストの内容についての問合せ先は、センターとする。

(2) 本アカウントでは、次の情報を発信する。

- センターが行う事業に関すること
- 犬、猫をはじめとした動物の適正飼養に関すること
- センターが行う譲渡事業の対象となる動物に関すること
- その他、センター所長が必要と認めたこと

4 免責事項

- (1) 利用者が自身の Instagram を用いて行う一切の行為について、センターは何ら責任を負わないものとする。
- (2) 本アカウントによるポストは、情報の正確性、完全性及び有用性について完全に保証するものではない。
- (3) 上記のほか、センターは本アカウントに関連する事項によって生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。

5 運用方針の周知・変更等

本方針の内容は、センターホームページに掲載し、公開する。また、本方針は必要に応じて変更することがあり、その場合は、同ホームページを通じて周知する。